

第2 主な告示

1 一般廃棄物処理実施計画

横浜市告示第 117 号

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、告示する。
平成 20 年 3 月 28 日 横浜市長 中 田 宏

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

3 処理計画量

(1)ごみ (単位:トン)

		資源化量		
		資源化量	焼却量	直接埋立量
収集搬入量	1,196,280	172,580	1,012,790	10,910
他市町村からの受入量	9,400	-	9,400	-

		灰の資源化量	
		灰の資源化量	埋立量
焼却残さ量	148,410	30,400	118,010
他市町村受入分焼却残さ量	1,400	-	-

ごみ量 (+)	1,023,700
-----------	-----------

埋立総量 (+)	128,920
------------	---------

(2) し尿・浄化槽等汚泥 (単位:キロリットル)

し尿	浄化槽等汚泥	処理総量
10,013	30,847	40,860

4 平成 20 年度の取組

(1)ごみの減量・リサイクルの推進

ア G30 の推進・普及啓発

- ・外食を提供する事業者やイベント主催者による使い捨て容器の使用削減、リユース食器の使用拡大など、発生抑制や再使用の取組を進める。
- ・「G30 エコパートナー」協定を締結している百貨店、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と連携して、過剰包装の自粛やレジ袋の削減などの取組を進める。
- ・これまで焼却処理していた生ごみについて、リサイクルの可能性を検討するため、回収・資源化の調査を行う。
- ・平成 19 年に開設した「リサイクルひろば港南」(港南事務所内)および「G30 ひろば つづき」(都筑工場内)に続いて、新たに金沢工場内に啓発拠点を整備し、「G30 コーディネーター」の養成など、地域と連携した G30 の普及啓発・環境学習を推進する。
- ・幼児から高齢者まで各世代に応じた環境学習を推進するため、中学・高校生等の環境学習ツールを開発する。

イ 家庭ごみ対策

- ・分別のさらなる徹底と定着に向け、資源物売払収入を活用した地域還元、分別されていないごみの取り残し、分別が徹底されていない地域を中心とした啓発・指導を行うとともに、新たな取組として、分別を行わない者へ、勧告・命令の手続きを経て罰則を適用する。
- ・プラスチック製容器包装の分別・リサイクル促進に向けた国のモデル事業に参加し、3 区（港南・磯子・金沢）で、市民・事業者・行政の 3 者連携による取組を行う。
- ・市民の利便性を図るため、資源回収ボックスの活

用やセンターリサイクル（資源物の回収拠点）の推進を図るとともに、電気式生ごみ処理機購入助成を実施する。

- ・資源集団回収の未実施地域へ働きかけを強化するなど、市民の自主的な取組を促進する。
- ・選別の際に生じるガラス残さの資源化を拡大するとともに、家庭から出るせん定枝を一部地域で分別収集し資源化するなど、リサイクルを推進する。
- ・粗大ごみの金属類のリサイクルを行うとともに、新たな取組として、これまで焼却処理していたリユースできない家具類についても、一部を製紙原料等へリサイクルする。
- ・国内でのリサイクル・再商品化を条件にペットボトルを売却する「横浜方式」を実施する。

ウ 事業系ごみ対策

- ・事業者に対する啓発や働きかけ、事業所への立入調査や焼却工場での搬入物検査などを行うとともに、分別の取組が優れている事業者を優良事業者として認定する。
- ・分別を行わない事業者に対しては、勧告・公表・命令の手続を経て罰則を適用する。
- ・せん定枝の資源化を推進する。

(2) 運営の効率化と市民サービスアップ

ア 運営の効率化

- ・西区、中区、栄区で家庭ごみの収集運搬業務の民間委託を実施する。
- ・公衆トイレ日常清掃業務の民間委託を拡大し、すべての公衆トイレで民間委託を実施する。
- ・粗大ごみの収集運搬業務を委託する。

イ 市民サービスアップ

- ・狭あい道路のためごみ出しが不便な地域を対象とした軽トラックによる収集や、小・中学生や地域のボランティアによるふれあい収集を実施する。
- ・不法投棄や産業廃棄物の不適正処理の通報等に対し、早期対応を図る。
- ・地域防災拠点にトイレパックの備蓄を増やし、災害時のトイレ対策を充実させる。

ウ まちの美化の推進

- ・喫煙禁止地区（横浜駅・桜木町駅・関内駅周辺）での喫煙対策を進めるとともに、3地区の実施状況や効果を検証し、既存地区の拡大や新たな地区

の指定などを進める。

- ・不法投棄や放置自動車については、警察など関係機関と連携して、地域の実情に即した防止活動を展開するとともに、放置自動車の適時適切な一時移動を実施し、早期撤去を図る。

(3) 適正な処理

- ・3Rを進めてもなお残る廃棄物については、焼却工場や最終処分場で安全・安定的に処理・処分するとともに、焼却で発生する熱エネルギーを有効活用し、売電収入の確保にも努める。
- ・昭和55年から稼働している保土ヶ谷工場の長寿命化を図るため、老朽化した設備の大規模補修を実施する。廃止した栄工場の焼却設備撤去後の建屋部分の一部を、資源物のストックヤードとして有効活用する。
- ・最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の民間施設での処理委託を引き続き実施するほか、セメント原料化PFI事業の実施に向けた手続を進める。
- ・長期に安定した廃棄物埋立事業ができるよう、南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備を進めるとともに、併せて既設外周護岸等の負担金を支出する。

(4) し尿・浄化槽等汚泥の適正処理の推進

- ・し尿の収集・運搬及び処理を円滑に進めるとともに、公衆トイレの衛生的な維持管理に努める。また、事業活動に伴い設置された仮設トイレのし尿収集は引き続き有料で実施する。
- ・浄化槽の適正な維持管理指導、検査指導を行い、環境の保全に努める。

5 収集・運搬計画

(1)区域

横浜市全域

(2)分別の区分と排出・収集運搬方法等

ア ごみ

(ア)家庭ごみ

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
家庭ごみ (1)、(9)を除く一般廃棄物	1	プラスチック製容器包装 (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装	集積場 中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ、又はふいて、中身がはっきりした曜日の朝8時までに排出 (2) た付きの容器で排出	週1回、集積場所にて収集
	2	缶・びん・ペットボトル 商品の容器のうち、缶：鋼製又はアルミニウム製の缶(カップ形のものを含む。)であって、飲食品(飲み薬を含む。以下「飲食品」という。)が充てんされたもの びん：主としてガラス製の瓶、カップ形の容器及びコップ、皿、～に準ずる構造・形状などを有する容器であって、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状などを有する容器であって、飲料又はしょうゆが充てんされたもの	ふたをはずし(缶はふたが本体と分離した場合に限る。プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装として、金属製のふたは小さな金属類として排出)中をすすいで、半透明の袋又はふた付きの容器に、缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出 缶・びんはつぶさずに排出 ペットボトルについては、ラベルをはずし(プラスチック製のラベルは、プラスチック製容器包装へ排出)つぶして排出	週1回、集積場所にて収集
	3	小さな金属類 主として金属でできているもの(以下「金属製」という。)で、一辺が30cm未満のもの(この表の2項及び7項に該当するものを除く。)	袋に入れずに排出(ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱するおそれのあるものは、新聞紙などで包み品目名を表示して袋に入れる。)	週1回、集積場所にて収集

4	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙） 汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を品目ごとにまとめ、ひもでしばって排出（その他の紙で大きな揃わないものや、細かい物は、紙袋又は半透明の袋に入れて排出）	月2回、集積場所にて収集 地域によっては月1回、又は収集しない場合あり
5	古布	主として繊維でできている製品（この表の10項に該当するものを除く。）	半透明の袋又はふた付きの容器で排出	
6	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ（マンガン）乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム電池	半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週2回、集積場所にて収集（燃やすごみの日に収集）
7	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶（カートリッジ式ガスボンベを含む。）	中身を出し切り、半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週2回、集積場所にて収集（燃やすごみの日に収集）
8	燃えないごみ	ガラス製品（この表の2項に該当するものを除く。蛍光灯、電球を含む。）陶磁器製品	購入時の箱や新聞紙などで包み、品目名を表示して排出	週2回、集積場所にて収集（燃やすごみの日に収集）
9	燃やすごみ	この表の1から8までの項及び10項に属さないもの（5（3）収集しないごみの「排出禁止物」を除く。）	半透明の袋又はふた付きの容器で排出	週2回、集積場所にて収集（7、8月は週3回収集）
10	粗大ごみ	金属製のもので、一辺が30cm以上のもの及び金属製以外で50cm以上のもの（5（3）収集しないごみの「排出禁止物」を除く。）	電話又はインターネットによる申し込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）をちょう付して、指定された日に指定された場所へ排出 電話又はインターネットにより申し込んだうえで、排出者自らが5（4）に定める搬入先に搬入することができる	申込みの際に指定した日及び場所にて収集

- 1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの）のこと。
- 2 この表の1から8までの項（8項は、蛍光灯、電球に限る。）については、排出者自らが、資源循環局事務所へ持ち込むことができる。また、8項（蛍光灯、電球を除く。）及び9項については、資源循環局事務所に申し込み、排出者自らが、6（1）に定める施設に搬入することができる。

(1) 事業系ごみ

	1	分別の区分	排出場所	排出方法	収集運搬方法
		説明			
事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	1	資源化可能な古紙 新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋など） 資源化に適さない可能性のあるもの（1）は除く。	当該事業活動を行う敷地内に排出 5（2）ア（ア）家庭ごみの「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、6（2）において指定する施設まで運搬し排出	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出	排出事業者自らが運搬又は法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（以下「専ら物」という。）のみを収集運搬する業者若しくは排出事業者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬

2	資源化可能な古紙以外の この表の1項の分別の区分に属さないもの (6(3)横浜市が処理しない廃棄物を除く。)		産業廃棄物を混入させずに排出 ただし、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物(以下「混合物」という。)であって、それらを分離させることができない場合又は混合物を排出時に分離させないことについてやむを得ない事情があり、かつ処分先で分離される場合がこの限りではない。	排出事業者自らが運搬又は専ら物のみを収集運搬する業者(専ら物を扱う場合に限り)若しくは排出事業者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬 みなとみらい21地区の管路収集区域は、管路による収集運搬 産業廃棄物又は分別した資源化可能な古紙若しくは資源化可能な古紙以外の一般廃棄物が、その他の物と混合するおそれのないように、それぞれ区分して運搬すること。ただし、この項の排出方法欄のただし書きに係るものについてはこの限りではない。 排出事業者の混合物を運搬する者は、本市の一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得していなければならない。
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物(横浜市廃棄物等の減量化、資源化、及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たす事業所に限る。)	5(2)ア(ア)家庭ごみの分別の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、5(2)ア(ア)家庭ごみの「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出 福祉関係事務所は指定された場所に排出	5(2)ア(ア)家庭ごみの排出方法に準じ、かつ排出時の半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	5(2)ア(ア)家庭ごみの収集運搬方法に準ずる。

1 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙(アイロンプリント等の昇華転写紙)、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ)清掃ごみ等

区分	排出方法	収集運搬方法	処理方法
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	-	電話申込により随時収集	焼却
不法投棄	-	毎日(日曜・休日・年末年始を除く。)収集	資源化又は焼却、埋立
地域清掃、その他	随時排出	随時収集	

イ し尿及び浄化槽等汚泥

区分	収集方法	処理方法
し尿	一般収集：おおむね月2回収集 臨時収集：申請により収集	下水道処理施設による処理
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集	る処理

臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレの収集の場合、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）をちょう付されたものを収集する。

(3) 横浜市が収集しないごみ

区分	品目
排出禁止物 (条例第30条第1項 関連)	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピューター、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車用のものに限る。）、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物、その他処理に著しい支障を及ぼすもの
一時多量ごみ 1	収集作業に支障を生じるもの

1 排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市の指定する施設に搬入する。

(4) 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先（条例別表第1関連）

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合は、次のうちから市が指定する施設に搬入するものとする。

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号
都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号
神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地

(5) 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設（条例第37条第1項及び同条第2項並びに別表第1関連）

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355番地
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
神明台処分地	泉区池の谷3,949番地
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧4番地
グリーンコンポスト施設	泉区池の谷3,949番地

6 処分計画

(1) 家庭ごみ

区分		搬入先		処理方法
		施設名	所在地	
プラスチック製容器包装		民間処理施設		資源化
缶・びん・ペットボトル		鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	選別施設で選別後、資源化
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		緑資源選別センター	緑区上山町 1 丁目 3 番地の 1	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の 12	
小さな金属類		民間処理施設		資源化
古紙		民間処理施設		
古布		民間処理施設		
乾電池		民間処理施設		
スプレー缶		民間処理施設		
蛍光灯、電球		民間処理施設		
樹木せん定枝		グリーンコンポスト施設	泉区池の谷 3,949 番地	
資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	鶴見リサイクルプラザ	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
		港南リサイクルプラザ	港南区日野南三丁目 1 番 2 号	
		青葉リサイクルプラザ	青葉区荏田西一丁目 5 番地の 16	
	金属製品	民間処理施設		
燃えないごみ（蛍光灯、電球を除く。）		神明台処分地	泉区池の谷 3,949 番地	埋立て
不燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）		南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧 4 番地	
燃やすごみ 可燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）		鶴見工場	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却
		保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町 355 番地	
		旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
		都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	

(2) 事業系ごみ（横浜市が処分する産業廃棄物（平成 15 年 10 月横浜市告示第 390 号。以下、「あわせ産廃告示」という。）に基づき横浜市が処分する産業廃棄物を含む。）

区分		搬入先		処理方法
		施設名	所在地	
資源化可能な古紙		専ら物（古紙に限る。）の処分を業として行う者の施設		資源化

資源化可能な古紙以外の一般廃棄物	専ら物（古紙を除く。）	当該専ら物のみの処分を業として行う者の施設		資源化	
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）第2条第2項に規定する食品廃棄物等を排出する事業者から排出される同条第3項に規定する食品循環資源	食品リサイクル法第11条第1項に規定する登録再生利用事業者が運営する施設 一般廃棄物処分業者が運営する施設			
	樹木せん定枝	グリーンコンポスト施設	泉区池の谷3,949番地		
	一般廃棄物処分業者が処分することのできる一般廃棄物	一般廃棄物処分業者が運営する施設		資源化 焼却 埋立て	
	可燃性の一般廃棄物（6(3)横浜市が処分しない廃棄物を除く。）	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1		焼却
		保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355番地		
旭工場		旭区白根二丁目8番1号			
金沢工場		金沢区幸浦二丁目7番地の1			
不燃性の一般廃棄物（6(3)横浜市が処分しない廃棄物を除く。）	都筑工場	都筑区平台27番1号		埋立て	
	神明台処分地	泉区池の谷3,949番地			
	南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧4番地			

(3)横浜市が処分しない廃棄物

区分	品目
可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能な古紙 ・産業廃棄物（あわせ産廃告示に基づき横浜市が処分する産業廃棄物を除く。） ・特定家庭用機器廃棄物であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機 ・焼却不適物（液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ300センチメートル以上のもの、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの、動物の死体（遺棄動物の死体を除く。）その他処理に著しい支障を及ぼすもの）
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物（あわせ産廃告示に基づき横浜市が処分する産業廃棄物を除く。） ・PCBが付着または混入しているもの ・油分が付着または混入しているもの ・水中に投じて油膜が生じるまたは浮遊するもの（神明台処分地を除く。） ・毒物・劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの ・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性または臭気を有するもの ・中空であるもの ・おおむね30センチメートル以上の金属・ガラス・陶磁器及びがれき類

2 再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成 7 年 5 月 25 日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成 7 年 6 月 1 日
第 156 号	平成 8 年 5 月 15 日	食品容器としてのアルミ缶，スチール缶， ワンウェイびん	平成 8 年 6 月 1 日
第 264 号	平成 8 年 10 月 25 日	食品容器としてのペットボトル，紙パック	平成 9 年 4 月 1 日
第 80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレイ	平成 12 年 4 月 1 日

3 適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成 7 年 12 月 5 日	指定 スプリングマットレス 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 7 年 12 月 5 日
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 13 年 4 月 1 日
第 367 号	平成 17 年 8 月 25 日	指定 アスベストを含むもの	平成 17 年 8 月 25 日

4 美化推進重点地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
二俣川駅周辺地区 中山駅周辺地区 センター地区 東戸塚駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日

5 自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
二俣川駅周辺地区 中山駅周辺地区 センター地区 東戸塚駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日

6 喫煙禁止地区の指定

指定地区名	指定年月日
横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区	平成 19 年 9 月 1 日

7 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 390 号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

平成 15 年 10 月 15 日 横浜市長 中 田 宏

第 1 横浜市の施設（南本牧廃棄物最終処分場を除く。以下この表において同じ。）で処分する産業廃棄物

種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 と畜場においてとさつし、又は解体した牛に係る固形状の不要物で、特に市長が必要と認めたもの（以下「牛固形不要物」という。） 4 その他特に市長が適当と認めたもの
量	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下 3 牛固形不要物については、1 及び 2 の規定に係わらず、1 日平均 2 トン以下とし、これを合わせて 1 箇月 50 トン以下
形状	<p>あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの。ただし、牛固形不要物については、市長の指示に従い適切な形状にしたもの</p>
排出者	<p>横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの</p>
搬入者	<p>上記の届出をした事業者（牛固形不要物の搬入については、事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者で、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けたものを含む。）</p>
備考	<p>横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。</p>

第 2 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物

種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃え殻 2 汚泥 3 鋳さい 4 ばいじん 5 廃プラスチック類 6 ゴムくず 7 金属くず（あき缶を除く。） 8 ガラスくず及び陶磁器くず（あきびん、廃石綿等を除く。） 9 がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物で廃石綿等以外のもの） 10 その他特に市長が適当と認めたもの
形状等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 水中に投じて油膜が生じないもの 4 水中に投じて浮遊しないもの 5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）並びに廃駆除剤（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条第 4 号イ(3)(八)に規定する廃駆除剤）が付着し、又は混入されていないもの 6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 7 中空の状態でないもの 8 燃え殻については、熱しゃく減量 15 パーセント以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの。 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 9 汚泥については、水分 85 パーセント以下であって、流動性がなく、別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあつては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 パーセント以下にしたもので、別表に示す判定基準に適合するもの。 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 10 鋳さいについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、別表に示す判定基準に適合するもの 12 廃プラスチック類については、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に熔融固化したもので比重 1.1 以上であるもの

	<p>13 ゴムくずについては、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に熔融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</p> <p>14 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの</p> <p>15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>16 その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、別表に示す判定基準に適合するもの</p>
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記排出者の産業廃棄物を南本牧廃棄物最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。

別表

判定基準

	項目	基準値（溶出試験、ダイオキシン類のみ含有量試験）
有機物質	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	水銀又はその化合物	0.005 mg / l 以下
	カドミウム又はその化合物	0.1 mg / l 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg / l 以下
	有機燐化合物	0.2 mg / l 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg / l 以下
	ひ素又はその化合物	0.3 mg / l 以下
	シアン化合物	1 mg / l 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg / l 以下
	トリクロロエチレン	0.3 mg / l 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg / l 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg / l 以下
	四塩化炭素	0.02 mg / l 以下
	1, 2 - ジクロロエタン	0.04 mg / l 以下
	1, 1 - ジクロロエチレン	0.2 mg / l 以下
	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4 mg / l 以下
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	3 mg / l 以下
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06 mg / l 以下
	1, 3 - ジクロロプロペン	0.02 mg / l 以下
	チウラム	0.06 mg / l 以下
	シマジン	0.03 mg / l 以下
チオベンカルブ	0.2 mg / l 以下	
ベンゼン	0.1 mg / l 以下	
セレン又はその化合物	0.3 mg / l 以下	
ダイオキシン類	3ng -TEQ/ g 以下	

一般性状	水分	85%以下
	含油量	5%以下

（備考）

- 1 印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不適当とすることがある。
- 2 溶出試験の試験方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）による。
- 3 試料液の調整は、同告示第 1 の表試料液口又は八によることとし、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2 - ジクロロエタン、1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、1, 1, 2 - トリクロロエタン、1, 3 - ジクロロプロペン及びベンゼンに係るものは、同告示別表第 3 (3) ハ (ロ) 及び (ハ) によることとする。
- 4 ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成 4 年 7 月厚生省告示 192 号)別表第 1 に定める方法による。
- 5 ダイオキシン類の基準値は、平成 12 年 1 月 15 日に現に設置され、又は設置の工事がされていた施設から生ずる廃棄物については、平成 14 年 11 月 30 日までの間は適用しない。

8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策

制 定 平成3年9月25日告示第217号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号)第3条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次のとおり定め、平成3年10月1日から実施する。

平成3年9月25日 横浜市長 高秀 秀信

1 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートの周知及び処理業者に関する情報提供を行うことにより、所有者等による自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防止を図ります。

(2) 啓発及び広報活動の推進

横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じた啓発及び広報活動を継続的に実施します。

(3) 放置防止対策に関する助言及び指導

放置防止対策を講じようとする土地所有者等に対し、助言及び指導を行います。

(4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

2 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に行うことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、それぞれ専用の電話を設置し、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロール等により放置状

況の把握に努めます。

(2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

(3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

(4) 放置した者に対する措置

放置し業者に対しては、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

3 事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれらを適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市民が一体となって取り組むことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目に重点を置いて、事業者等及び市民の協力を求めます。

(1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求めます。

(2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力を求めます。

(3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

(4) 地域的美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域的美観を保持することにより、放置し、又は放置させることのない環境づくりへの協力を求めます。